

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	川崎市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)別表第1第3の項 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第一条	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成3年川崎市条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の(福祉の増進)を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年川崎市条例第30号）川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成4年川崎市規則第17号）
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条第2項の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ニ	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項及び第9条第2項 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第14条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
---------------	-------------	-------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号H4	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号H5	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第9条第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	川崎市ひとり親家庭等医療助成条例第9条第2項の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号H1	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項及び第5条 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第10条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年10月11日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童(2) 養育者及び養育者が養育する児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2017年07月18日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	45
保護評価書の名称	川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=7000020141305&kk_name=&ev_name=%E5%B7%9D%E5%B4%8E%E5%B8%82%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=%EF%BC%93&opn_date_from_day=15&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=15&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	